

【基本方針の趣旨】

いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日法律第71号)

(いじめの定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童などに対して、当該自動などが在籍する学校に在籍しているなど当該自動などと一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1. はじめに

度島小中学校いじめ防止基本方針は、国や県のいじめ防止対策推進の基本的な方針の改訂を踏まえて、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示したものである。

2. いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

3. いじめ防止・いじめ事案への対応のための校内組織の設置

いじめ防止にあたっては、上記の基本姿勢の下、校長・教頭(小・中)・教務主任(小・中)・生徒指導主事・生活指導主任・養護教諭からなる「生活・生徒指導部会」が中心となって生徒の情報収集・情報交換・情報共有を図り、積極的な生活・生徒指導を推進する。

また、生活・生徒指導部会メンバーに、該当児童生徒の担任・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラーを加えた「いじめ対策委員会」を設置する。いじめ事案発生時は、随時開催し、PTA役員・学校評議員・主任児童委員・民生委員・警察経験者等外部専門家を加えて適切に対応していく。

PTA・地域との連携	いじめ防止に関わる校内委員会	関係機関
① 携帯電話等ルールづくり	① 生活・生徒指導部会(月1回実施) 校長・教頭(小・中)・教務主任 (小・中)・生徒指導主事・生活指導主任・養護教諭	① 市教育委員会
② メディアコントロール	② いじめ対策委員会(随時) 校長・教頭(小・中)・教務主任 (小・中)・生徒指導主事・生活指導主任・養護教諭・該当児童生徒の担任・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー	② スクールソーシャルワーカー
③ 基本的な生活習慣の育成		③ 学校支援会議
④ 家庭読書の推進		④ 主任児童委員・民生委員
⑤ 「家族の日」の活用		⑤ 警察署・県北保健所
⑥ 登下校時のあいさつや声かけ		⑥ 福祉事務所
⑦ 見守り活動		⑦ 地方法務局
⑧ 地域行事への参加・支援		⑧ 児童相談所

4. 学校としてなすべきこと

(1) いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・ 児童生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることになると認識する。
- ・ 教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、児童生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・ 校内研修会等を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。

(2) 教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた児童生徒指導の展開を図ること

- ・ 「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・ 定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対処療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。
- ・ 「いじめ問題を見逃さないために」の中にある「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や、「いじめの問題への取組についての点検項目」を参考にし、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。
- ・ いじめの早期解消に向けて、いじめ対策委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・ いじめの未然防止や早期発見、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・ 日頃より家庭訪問等を行い、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
- ・ 必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。

(「学校・警察 相互連絡制度」参照)

5. 教師としてなすべきこと

(1) いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、「いじめ問題を見逃さないために」の中の「気付いていますか？チェック表」等を参考にし、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

(2) 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと

児童生徒の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。

(3) 「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること

児童生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、児童生徒の「自信」と「やる気」を引き出す。

(4) 心の居場所づくりに努めること

児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童生徒及び児童生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。

(5) 一人一人の心の理解に努めること

生活ノート等を通じた心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も児童生徒と一緒に活動したりし児童生徒一人一人に1日に1回は声をかけるよう心がける。

(6) いじめは許さないという学級風土をつくること

道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。

(7) 子どもの姿を見つめること

いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、児童生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の児童生徒一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。

(8) 互いに個性を認め合う学級経営に努めること

児童生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、児童生徒一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。

(9) いじめを受けた児童生徒を最後まで守ること

いじめを受けた児童生徒の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

(10) 教師間で連携・協力して問題の解決にあたること

担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。

(11) 児童生徒や保護者からの声に誠実に答えること

日頃から、いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

6. いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- ・ 児童生徒同士、児童生徒と教職員の信頼関係を築く。
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- ・ 児童生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出せるよう指導する。
- ・ 未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に児童生徒の行動を把握したり、定期的なアンケートや児童生徒の欠席日数などで検証する。また、改善点について検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解を図ること

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
- ・ 全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成する。
- ・ 児童生徒にいじめの具体的な姿を認識させるため、具体的な行動や言葉の例を掲示する。

② いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・ 道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
- ・ 社会体験・生活体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・ 教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

③ いじめを生まないために指導上留意すること

- ・ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを心がける。
- ・ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・ 教職員の不適切な言動によって、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導する。
- ・ 教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・ 発達障害等について適切に理解したうえで、指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・ 教育活動全体を通して、児童生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
- ・ 校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
- ・ 困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようにする。
- ・ 小中一貫・連携教育を充実させ、幅広く、多様な目で児童生徒を見守ることで、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。

⑤ 児童生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ・ 児童生徒会を中心に、児童生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。
(いじめ防止のための啓発ポスター作成・いじめ撲滅宣言の採択の取組等)
- ・ 児童生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。

7. いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。
- ・ 些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いをもち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・ グループ内でのいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より児童生徒の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

① アンケート

- ・学期に1回以上、児童生徒の実態把握のためのアンケートを行い、いじめの実態を把握する。
- ・保護者向けのアンケートを行い、家庭において子どもからの訴えがないかを把握する。

② 教育相談体制

- ・定期的な教育相談によりいじめの実態の把握に努める。
- ・教師と児童生徒の日常のコミュニケーションを大切に、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・家庭訪問等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- ・児童生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・気になる児童生徒の情報を全教職員で共通認識しておく。【いいとこみつけ・ハートタイム等の活用】

③ その他

- ・休み時間や放課後等、様々な場面で児童生徒を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- ・生活ノート等から、児童生徒の悩みを把握する。
- ・相談電話(24時間子ども相談ホットライン等)を周知する。

8. いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・児童生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、いじめ対策委員会等で情報共有する。
- ・速やかに関係児童生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への対応

- ・児童生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・児童生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える(即日対応)。
- ・児童生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・児童生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・児童生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・知らなかった児童生徒や傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

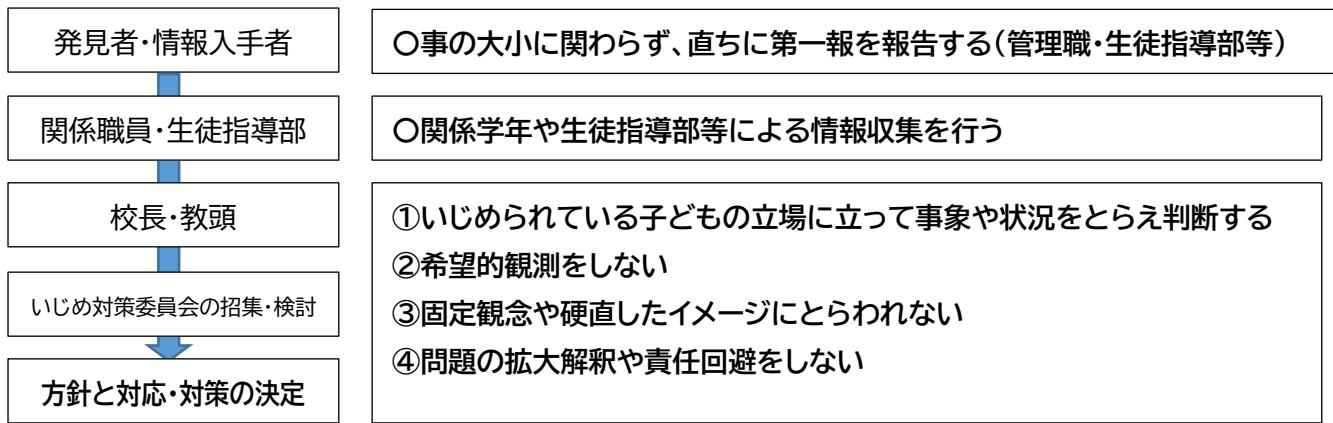
(6) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・児童生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

9. いじめ早期発見のためのチェックリスト(例)

時系列	項目	児童生徒を見るポイント	児童生徒氏名
登校から朝の会	①	遅刻・欠席・早退などが増えた。	
	②	朝の健康観察の返事などに元気がない。	
教科等の時間	③	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。	
	④	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。	
	⑤	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。	
	⑥	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。	
休み時間	⑦	休み時間に一人で過ごすことが増えた。	
	⑧	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。	
	⑨	遊び仲間が変わった。	
給食清掃時間	⑩	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。	
	⑪	重い物や汚れたものを持たされることが多い。	
	⑫	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。	
帰りの会から下校	⑬	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。	
	⑭	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない。	
部活動	⑮	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。	
	⑯	急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言い出す。	
学校生活全般	⑰	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。	
	⑱	本意でない係や委員にむりやり選出される。	
	⑲	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。	
	⑳	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる	
	㉑	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。	

10. いじめが発生した(いじめではないかと感じた)場合の具体的な対応イメージ



いじめられている子どもへの指導

(1)指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②不安を除去し、安全を確保する。
- ③訴えること、相談することの重要性を伝える。
- ④苦しみを受容する。
- ⑤活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑥対人関係の回復を支援する。
- ⑦自己主張への積極的支援を図る。

(2)いじめられている子どもに寄り添う指導

- ①いじめられている子どもに責任を求めるのは、いじめ行為を認めることと同じである。
- ②いじめ行為を止めさせることが先決である。

<保護者への対応と連携>

【保護者から学校へ通報・訴えがあった場合】

- ①通報・訴えをする保護者の気持ちを理解する。
- ②誠実に対応する。

【学校から第一報を伝える場合】

- ①誠意が伝わる連絡をする。
- ②緊急の対応策について説明し、意見を聞く。

【その後の対応】

- ①約束事を守る。
- ②面談や家庭訪問を継続する。
- ③学校と家庭が情報交換を密にする。

いじめている子どもへの指導

(1)指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②カウンセリング・マインド
- ③いじめは絶対に許さない厳しい姿勢
- ④いじめ行為の悪をわからせる。
- ⑤人権と生命の尊さをわからせる。
- ⑥健全な人間関係を育成できるよう支援する。
- ⑦教師との信頼関係をつくりあげる。
- ⑧指導を継続し、徹底させる。

(2)いじめられている子どもの気持ちを理解させる指導

- ①ロールプレイング(役割演技)の活用
- ②ロールレタリング(役割交換書簡法)の活用

<保護者への対応と連携>

【いじめの事実を保護者に連絡する場合】

- ①家庭訪問して事実関係を確認する。
- ②いじめられている子どもの状況を知らせる。
- ③必要以上に原因に追及しない。
- ④子どもとのかかわり方について助言する。
- ⑤今後の学校の指導方針や対応について理解してもらおう。

【対応するときの留意点】

- ①保護者の気持ちを理解する。
- ②誠意ある態度で臨む。

観衆(心理的同調者)の子どもへの指導

- ①いじめへの同調はいじめ行為であることを理解させる。
- ②いじめを受けている子どもの気持ちを理解させる。
- ③ストレスの除去に努める。

傍観者(無関心者)の子どもへの指導

- ①いじめは自分にとって無関係ではないことを理解させる。
- ②いじめを止めさせることはできなくても知らせる勇気を持たせる。
- ③傍観は加担と同じであることに気づかせる。

学級全体への指導

- ①話し合いなどを通じていじめを考える。
- ②心の教育の充実を図る。
- ③見て見ぬふりをしない。
- ④自らの意志による行動をとれるようにする。
- ⑤好ましい人間関係をつくる。
- ⑥教師の姿勢を示す。
- ⑦学級の連帯感を育てる。
- ⑧正義を行き渡らせる風土を培う。